

会 議 録

1 会 議 の 名 称	議会運営委員会
2 日 時	令和 4年 5月25日(水) 午前 9時30分 開会 午前 10時12分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (8人)	中山真由美 小沼 富夫 大垣 真一
	橋田 夏枝 宮脇 俊彦 冨田 巖
	館 大樹 八島 満雄(議長)
5 欠 席 者	なし
6 委 員 外 議 員	土山由美子 越水 崇史 山田 昌紀
7 説 明 員 (3人)	総務部長(吉川 武士)
	総務部参事(兼)文書法制課長(三河 秀行)
	文書法制課主幹(兼)文書法制係長(天春 祐一)
8 傍 聴 者	なし
9 事 務 局	局長 次長 係長
10 会 議 の て ん ま つ	別紙のとおり

議 題 1 令和4年6月定例会の運営について

午前9時30分 開会

○委員長【中山真由美議員】 おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

ここで、議長から御挨拶をお願いします。

○議長【八島満雄議員】 おはようございます。コロナの中、大変な思いの中で、ようやく31日から定例会が開始いたします。議案等、陳情等、それから、予算等も補正予算も上がっていますので、慎重な審議をよろしくをお願いします。

以上です。

○委員長【中山真由美議員】 次に、総務部長から、執行者側の議案説明をお願いします。

○総務部長【吉川武士】 おはようございます。本日は、5月31日火曜日に招集いたします、伊勢原市議会6月定例会の市長提出議案等につきまして御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

6月定例会に提出いたします議案等は、承認議案が1件、条例議案が2件、補正予算議案が1件、その他の議案が2件、報告案件が7件の合計13件でございます。

まず初めに、承認1議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の7ページを御覧いただきたいと存じます。

○承認第1号 専決処分の承認について（伊勢原市税条例の一部を改正する条例）

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、その改正規定の一部が同年4月1日から施行されることに伴い、緊急に固定資産税、都市計画税等に関して所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

8ページに専決処分書、9ページ、10ページに改正条例、11ページから17ページに新旧対照表、18ページに改正要旨を掲載してございますので、御確認くださいようよろしくお願いいたします。

次に、条例2議案につきまして御説明申し上げます。19ページを御覧ください。

○議案第23号 伊勢原市税条例等の一部を改正する条例について

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、個人市民税に関して所要の改正を行う必要が生じたため、提案するものでございます。

20ページから24ページに改正条例案、25ページから39ページに新旧対

照表、40ページから42ページに改正要旨を掲載してございますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、43ページを御覧ください。

○議案第24号 伊勢原市印鑑条例等の一部を改正する条例について

令和4年9月末日をもちまして、伊勢原市役所正面玄関横に設置しております住民票等自動交付機を廃止することに伴い、所要の改正を行うため、提案するものでございます。

44ページから46ページに改正条例案、47ページから55ページに新旧対照表を掲載してございますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、補正予算1議案につきまして御説明申し上げます。

補正予算及び予算説明書の5ページを御覧いただきたいと存じます。

○議案第25号 令和4年度伊勢原市一般会計補正予算（第1号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に1億3196万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を348億2696万1000円とするものでございます。

初めに、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、20ページ、21ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

まず、2款総務費です。人権意識啓発事業費追加30万円は、新しい生活様式を踏まえ、参加者の密集を避けるため、人権啓発講演会をオンラインで動画配信するものでございます。自治会振興費追加590万円は、新たに採択されました、一般財団法人自治総合センターの全国自治宝くじの収益金を財源といたしましたコミュニティ助成事業助成金を活用し、自治会が行う地域コミュニティー活動に必要な備品の整備を支援するものでございます。

次に、3款民生費です。児童コミュニティクラブ事業費追加475万円は、国の補助制度を活用し、児童コミュニティクラブにおける新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な消耗品や備品の購入及び環境整備の支援等を行うものでございます。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費計上8706万5000円は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯を支援するため、令和4年4月分の児童扶養手当受給者や住民税非課税などの子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付するものでございます。公立保育所運営管理費追加60万円及び教育・保育推進事業費追加870万円は、国の補助制度を活用し、公立保育所、民間保育所、幼保連携型認定こども園及び小規模保育施設における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な消耗品や備品の購入及び環境整備の支援等を行うものでございます。

続きまして、22ページ、23ページを御覧ください。過年度保育料返還金計上1090万5000円は、令和3年度に新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のために登園自粛を要請した期間や臨時休園となった期間の保育料につきまし

て、利用日数の実績に応じて保護者へ返還するものでございます。

次に、5款農林水産業費です。農業委員会運営費追加29万3000円は、現場での速やかな情報収集等を図るため、各活動地区及び事務局にタブレット端末を導入するものでございます。

次に、6款商工費です。商工業団体組織活動支援事業費追加77万円は、新たに採択されました、一般財団法人地域活性化センターの地域イベント助成金を活用し、伊勢原工業団地協同組合が行います、創立50周年記念イベント事業に対する支援を行うものでございます。

続きまして、24ページ、25ページを御覧ください。7款土木費です。公共交通対策事務費追加597万円は、公共交通機関である路線バスやタクシーを市民が安心して利用することができるよう、各交通事業者が実施する車両の除菌作業等に係る費用の一部を支援するものでございます。

次に、8款消防費です。消防団活動事業費追加71万7000円は、新たに採択されましたコミュニティ助成事業助成金を活用し、消防団の活動に必要な資機材の整備を行うものでございます。自主防災活動育成事業費追加200万円は、新たに採択されましたコミュニティ助成事業助成金を活用し、自主防災会の活動に必要な資機材の整備を支援するものでございます。感染症療養者支援事業費計上216万円は、新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者等に対し、食料支援を実施するに当たり、購入から配送までの業務を委託するものでございます。

最後に、9款教育費でございます。公民館維持管理費追加183万1000円は、新しい生活様式を踏まえ、感染リスクを低減するため、市立の7公民館のWi-Fi環境を拡充整備するものでございます。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、18ページ、19ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

まず、15款国庫支出金でございます。子ども・子育て支援交付金追加158万3000円は、児童コミュニティクラブ事業費追加の財源でございます。保育対策総合支援事業費補助金追加465万円は、公立保育所運営管理費及び教育・保育推進事業費追加の財源でございます。新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金計上8706万5000円は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費計上の財源でございます。

次に、16款県支出金です。子ども・子育て支援交付金追加158万3000円は、児童コミュニティクラブ事業費追加の財源でございます。農業委員会情報収集等業務効率化支援事業費補助金計上29万3000円は、農業委員会運営費追加の財源でございます。

次に、19款繰入金です。財政調整基金繰入金追加2741万7000円は、今回の補正予算により生じます一般財源の不足を調整するものでございます。

次に、21款諸収入です。総務費雑入のコミュニティ助成事業助成金計上590万円は、自治会振興費追加の財源として、また、商工費雑入の地域イベント助

成金計上 77 万円は、商工業団体組織活動支援事業費追加の財源として、また、消防費雑入のコミュニティ助成事業助成金計上 270 万円は、消防団活動事業費及び自主防災活動育成事業費追加の財源として計上するものでございます。

以上が、補正予算についての説明でございます。

続きまして、その他の議案 2 議案につきまして御説明申し上げますので、恐れ入りますが、議案書にお戻りいただき、57 ページを御覧いただきたいと思います。

○議案第 26 号 物件供給契約の締結について

西分署消防ポンプ自動車 1 台の物件供給契約の締結につきまして、伊勢原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、提案するものでございます。

58 ページに契約内容、59 ページに契約締結状況、60 ページに消防ポンプ自動車の概要を掲載してございますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、61 ページを御覧ください。

○議案第 27 号 権利の放棄について

住宅新築資金貸付金の借受人の相続人に対する債権 1 件を放棄するため、提案するものでございます。

62 ページに、放棄する権利の内容等を掲載してございますので、御確認くださいようお願いいたします。

続きまして、報告案件 7 件につきまして御説明申し上げます。

63 ページを御覧ください。

○報告第 5 号 令和 3 年度伊勢原市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法第 213 条第 1 項の規定により繰り越した繰越明許費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

64 ページに繰越計算書を掲載してございますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、65 ページを御覧ください。

○報告第 6 号 令和 3 年度伊勢原市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費について、同条第 3 項の規定により報告するものでございます。

66 ページ、67 ページに繰越計算書を掲載してございますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、69 ページを御覧ください。

○報告第 7 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

令和 4 年 1 月 27 日に発生いたしました物損事故の損害賠償の額の決定及び和

解について、市長の専決事項の指定についてに基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の概要につきましては、70ページを御覧ください。子ども部職員が、相手方宅の駐車場から出庫する際、方向転換のため公用車を後進させたところ、車両後部が駐車場のコンクリート塀に接触し、塀の上に置いてあった駐車場ポールが落下して破損させたものでございます。本件における過失割合は市側が100%、相手方物品補償に係る本市賠償額は1096円で、全額が本市加入の保険により補填されます。

次に、71ページを御覧ください。

○報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

令和3年11月19日に発生いたしました道路の管理の瑕疵による事故の損害賠償の額の決定及び和解について報告するものでございます。

事故の概要につきましては、72ページを御覧ください。相手方が自転車で市道区域内を走行中、前輪が道路側溝蓋の隙間に挟まり、転倒したことで、携行しておりました携帯電話が損傷したものでございます。本件における過失割合は市側70%で、相手方物品修理費に係る本市賠償額は1万6786円で、全額が本市加入の保険により補填されます。

次に、73ページを御覧ください。

○報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

令和4年2月23日に発生いたしました道路の管理の瑕疵による事故の損害賠償の額の決定及び和解について報告するものでございます。

事故の概要は、74ページを御覧ください。相手方車両が市道区域内を走行中、右側前輪タイヤが道路のくぼみ部分に生じた段差により損傷したものでございます。本件におきます過失割合は市側20%、相手方車両修理費に係る本市賠償額は882円で、全額が本市加入の保険により補填されます。

次に、75ページを御覧ください。

○報告第10号 令和4年度伊勢原市土地開発公社の事業計画・予算及び資金計画について

それから、77ページ。

○報告第11号 令和4年度一般財団法人伊勢原市事業公社の事業計画及び予算について

この2件につきましては、それぞれ地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

以上で、市議会6月定例会に提出いたします議案等につきましての説明を終らせていただきます。

なお、任期満了に伴います、伊勢原市固定資産評価審査委員会委員の選任に係る人事案件1件、伊勢原市土地開発公社及び伊勢原市事業公社の令和3年度の事業報告及び決算に係る報告2件を追加提出させていただく予定でございます。人

事案件につきましては、固定資産評価審査委員会委員でございます、吉川秀夫氏の任期が令和4年7月3日をもって満了となりますことから、現在、後任の人選を進めているところでございますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願いいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○委員長【中山真由美議員】　ただいま総務部長から説明がありました内容について、質疑等があればお伺いします。（「なし」の声あり）

以上で、執行者側の議案説明を終了します。

次に、議会側処理事項についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【黒石正幸】　それでは、お配りしてございます、議会運営委員会・議会側処理事項（5月25日）を御覧ください。1、請願・陳情の受理状況につきましては、陳情が4件提出されております。内容は、配付いたしました資料のとおりでございます。

以上です。

○委員長【中山真由美議員】　次に、請願・陳情の委員会付託についてを議題とし、事務局から説明いたします。局長。

○議会事務局長【黒石正幸】　請願・陳情の委員会付託について。請願については、伊勢原市議会会議規則第142条第1項に「議長は、請願文書表の配付とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において、常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない」と規定されております。

次に、陳情につきましては、市議会会議規則第146条に「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする」と規定されており、請願に準じた取扱いを行っているものでございます。

しかしながら、提出された陳情の中には、議会の審査になじまないものは、委員会へ付託せず、全議員配付にとどめている場合もございます。全議員配付にとどめている先例、申合せといたしましては、公序良俗違反、個人の秘密の暴露、係争事件、市職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの、本市議会として既に結論を出した陳情、または既に意見書を提出、もしくは決議を可決したものと同一趣旨のもので、その後、特段の状況の変化がないもの、明らかに本市の権限外事項、住所、氏名の公表を拒むもの、ただし陳情者が著しく不利益を被ることが明らかな場合を除く。以上の内容の陳情については、議会日程に記載せず、議員全員に文書表の配付にとどめております。

以上でございます。

○委員長【中山真由美議員】　ただいまの説明を踏まえ、正副委員長といたしましては、提出されています陳情4件のうち、陳情第5号及び第6号については、

総務常任委員会に付託、陳情第7号については、教育福祉常任委員会に付託、陳情第8号は、議会日程に記載せず、全議員に文書表の配付にとどめてはいかがかと考えますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【中山真由美議員】 御異議ありませんので、ただいまのとおり決定いたします。

次に、議案等の委員会付託についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【黒石正幸】 正副委員長と協議の上、付託表の案を配付しておりますので、御覧ください。市長提出の専決処分の承認1件及び議案5件については、いずれも付託省略。

以上でございます。

○委員長【中山真由美議員】 ただいま説明した内容について、質疑等があればお伺いします。(「なし」の声あり) それでは、お諮りいたします。議案等の委員会付託については、配付した付託表のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【中山真由美議員】 御異議ありませんので、付託表のとおり決定いたします。

次に、会期の決定についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【黒石正幸】 会期の決定につきましては、過日原案をお示しし、御了解をいただいておりますので、その内容に基づいて日程案を作成し、お配りしてございます。会期につきましては、5月31日から6月21日までの22日間でございます。

- ・5月31日 本会議 提案説明
- ・6月 1日 一般質問通告期限正午
- ・6月 7日 本会議 議案審議
- ・6月 9日 委員会 付託審査

(総務常任委員会、午前9時30分)

(教育福祉常任委員会、午後1時30分)

- ・6月10日 委員会 付託審査
- ・6月15日 本会議 一般質問
- ・6月16日 本会議 一般質問

- ・ 6月17日 本会議 一般質問
- ・ 6月21日 本会議 最終日

なお、他の委員会の付託案件が出てきた場合には、再度協議いたします。

以上でございます。

○委員長【中山真由美議員】 それでは、お諮りいたします。会期の決定については、配付した内容のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【中山真由美議員】 御異議ありませんので、配付した内容で、5月31日の本会議において、議長からお諮りいたします。

本日予定した案件は以上であります。その他に何か発言があればお伺いいたします。

○委員【宮脇俊彦議員】 前回のこの委員会で、傍聴について記名と住所を書くというふうになりましたけれども、その件が3月議会でどういう状況であったのかについて、報告をお願いします。

○委員長【中山真由美議員】 事務局の方が急遽調べていただいた結果を御報告いたします。

3月議会で、傍聴に来て名前を記入されなかった方は把握しておりませんということでございます。ただし、全体の傍聴人数としては40人、どういう意見が出されたか、また、記入なく傍聴した人というのも不明でございます。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 私のところには、傍聴できなかったということで、何人かの方々がいらしていただきました。だから、実際そういうのがあったのではないかと思うんですけれども、どうなんですか。それを確認したい。そう言って、傍聴できないまま帰った方。

○委員【小沼富夫議員】 今の質問は違うと思います。できないんじゃないかと、しないで帰られたという方は何名かということならば、お答えできるかもしれないけれども。

○委員【宮脇俊彦議員】 具体的に来たけれども、書かないということで、下で傍聴してくださいと言われて、下に行かされたとかは発生したんじゃないですか。

○委員【小沼富夫議員】 それは正式には、先ほど言いましたように不明であります。カウントしていませんから。そういうことです。

○委員【宮脇俊彦議員】 そういうことで、できなかった方から質問書が出されたと聞いていますけれども、それはあったんですか。

○委員長【中山真由美議員】 議会傍聴者に記名を求めることについての質問という形では提出されております。3月24日ですね。それは確認しております。

○委員【宮脇俊彦議員】 それについては、回答は出されたんですか。

○委員長【中山真由美議員】 はい、回答はいたしました。

○委員【宮脇俊彦議員】 じゃ、質問があって回答があった。これは事実かどうか、私は分からないので、そういう文書を持ってこられた方がいたので、見せていただきました。その中に5つ質問が出ているんですけども、採決の際に、傍聴記名を求めることに反対した議員はどなたでしたかということで質問が出されているかと思うんですよ。回答は、この文書によると議長から出されたとなっておりますが、採決した際、反対した議員はおりませんでした。となっているけれども、これはこういうふうには回答されたんですか。

○委員長【中山真由美議員】 はい、そのとおりです。

○委員【宮脇俊彦議員】 当日、そういう議論がされて、最後にそれでいいかと聞かれたときに、私は、それについては異議がある、それはやるべきでないという明確に言いました。そのことについて、ちゃんと委員長から、宮脇委員は納得してないけれどもと発言がありました。だから、ちゃんとそういうふうには認識されていたと思いますし、その時点で、採決と言っても挙手はされませんでした。私ははっきり覚えています。だから、採決の際に、採決してないから。（「しています」の声あり）反対した議員はおりませんでした。というのは違うんじゃないですか。

○委員長【中山真由美議員】 宮脇委員のその質問に対しては、伊勢原市議会傍聴規則の一部改正について、ただいまの内容で改正することに御異議ありませんかという、手元に議事録が載っておりますが、宮脇委員は、私は一貫してそれはやるべきじゃないというふうには載っておりますし、異議ありとはおっしゃっておりますので、反対者はございませんというふうには、質問してきた方に回答しております。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 最後に、宮脇委員については納得がいかない部分があるというふうに、委員長がこの議事録でも言っているんですよ。だから、これはちゃんとそのことについて異議があると述べていると思うんですよ。反対した議員はおりませんでしたというのは違うんじゃないですか。

○委員長【中山真由美議員】 宮脇委員、私と同じ2期生でございますが、異議あり、異議なしというふうにはしっかり表明するということは、議会では大事だと思いますので、今後はそのような形で表明をされていければよろしいのかと思います。

○委員【宮脇俊彦議員】 採決の際って、採決はしてないんです。議場でも賛成か反対かはっきりしていないのに、反対した人はいませんでしたというのは根拠が。

○委員長【中山真由美議員】 すみません、そのような議会についての採決の在り方の御説明を事務局からしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議会事務局次長【佐伯暁美】 では、議会の採決の方法として、起立による採決、挙手による採決、そのほかに簡易採決、簡易表決と言われるものがございます。これについては、先ほど委員長が申し上げましたとおり、このことについて御異議ありませんかということが、これは議会での表決の方法の一つとなっております。

以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】 私は、これは、そのことについてちゃんとやるべきでないということをはっきり表明しているから、そういうふうな事実に基づいて書くことが必要なんじゃないですか。反対した議員はおりませんでしたというのは、こういう議論があったということを全く無視した議論じゃないですか。

○委員【小沼富夫議員】 日本語には、納得はしてないけれども認めるという言い方もありますから、それはちゃんと採決のときに異議ありと言わなければ、反対したことにはなりませんと私は思っております。

○委員【宮脇俊彦議員】 私はこの議論については、最初からいろいろなことで議論して、意見の違いがあるのは、これはもうしょうがないことであるんだけど、採決をすると表明したときに、これはやるべきでないということを明らかに異議があるということを述べているから、採決の際に反対した議員はおりませんでしたというのじゃなくて、こういうふうにした議員もいましたというふうにちゃんと付さないと、これだと全会一致でこれに同意したということになるんじゃないでしょうか。私もこの回答文も見ましたけれども、これだと全会異議なくというふうに取りられるんじゃないですか。これは、正確性に私は欠けると思います。議長はどうですか。

○議長【八島満雄議員】 議運の中身については、議運の委員長がしていますから、内容等については、先ほど言った表明、表決及び議場での採決等々については、私も責任を持ちますけれども、そういう意味では表決がされたというふうに、こちらは取りましたので、こういう報告をいただいていますので、私は採決自体には反対した人はいないということで、回答しました。

○委員【宮脇俊彦議員】 最後にしますけれども、こうやって、今回ちゃんと問題があるということを指摘しても、議論は前にやっていますから、細かくは言いませんけれども、これは問題があるということでちゃんと指摘している意見が出た。それについては、宮脇委員は問題があるというふうに指摘を出しているけれどもと言っているの、委員長もそういうふうに認識されていると思うんです。ただ、挙手はしませんでしたけれども。ほかの方の意見もないまま、何とか全員が、反対した議員はおりませんでしたというのは、これは議論の経過がちゃんと表れているんじゃないかという表明をいたします。私はこの回答については納得しておりません。

○委員【小沼富夫議員】 そのための議事録があるわけでありますので、市民の一件一件の質問に対して、私はこれから議会としてどう対応していくかという

のを、別議論としてやったほうが良いと思います。特定の方々だけのために質問を返すというのはいかがなものかと思います。議事録を開示すれば、全て分かることでもあります。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 私もその議事録を頂きました。ちゃんとそういう方々に、こういう議論があったんだということを説明はしました。でも、反対議員はおりませんでしたというのは、採決もきちっとないのにやるというのはおかしいということはあると思います。

○委員【小沼富夫議員】 それで、今回こういう話題になりましたので、傍聴者の在り方を、今日じゃなくて、委員長に対して検討するように、私から申し上げたいと思います。県議会、そしてまた他の市議会におきましても、個人情報を守りながら、傍聴者の氏名、そして住所をいただいておりますので、伊勢原市議会も、一旦はそういう経過は踏んできたわけでありましてけれども、最近においては2階席に警察の方が入るような事案も起きておりますので、これは傍聴される方の安全安心、そしてまた我々の安全安心も守りながら議会を進めなければならないと思いますので、ぜひ検討というか、皆さんで御協議願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長【中山真由美議員】 それでは、副委員長から提案がありました、議会における傍聴者の記名に関する内容について、また後日皆様と御協議いただければと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【中山真由美議員】 御異議ございませんので、またその日程等を調整させていただき、皆様に御連絡させていただきたいと思います。

そのほかに、何か御発言があればお伺いします。

○委員【宮脇俊彦議員】 一般質問の時間が45分になっていますよね。コロナのことだというふうに出ていて。一方では視察はまたやるというふうにしていくから、コロナの状況をどう認識して。一般質問を1時間やるというのは、二元代表制の下で市長がやっている行政について、議員の権利として1時間、各議会ごとに質問するというのがやられていて、2年前にコロナの関係で45分になったわけです。ですから、視察はもうそういうのを配慮してやるという方向を出すのだったら、一般質問についても、元に、どういうふうになったら戻すのかというのをも併せて議論するということは必要だと思っています。

○委員【小沼富夫議員】 宮脇委員は会派代表者ではないので、もう一方の方から連絡が行ってないと思いますが、そういう中で発言されたと思いますけれども、会派代表者会議の中で、これを議論しようという提案もなされているんですね。ここで本格的にアフターコロナにおける一般質問の時間を協議いたすことに

なっております。

以上でございます。

○委員長【中山真由美議員】 ほかに御意見ございますか。（「なし」の声あり）

それでは、以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時12分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和4年5月25日

議会運営委員会
委員長 中山 真由美